



合同会社
フィンウェル研究所
代表
野尻
哲史



2023年度の税制改正大綱が発表され、NISAの改正が盛り込まれた。長年望んできたNISAの恒久化が、制度と非課税期間の両方で実現したことは極めて評価の高いところだ。しかも年間の非課税投資枠が、これまで参考にしてきた英国ISAの年間上限2万ポンド（同334万円）を上回る360万円（従来の一般型とつみたて型の合計）にまで引き上げられたことから、一層使いやすい制度になったといえる。これで、2014年にスタートしたNISAは、10年を経て、当初、参考とした英国のモデルに一気に近づいたと評価できる。

1 生涯非課税投資枠180万円は低すぎる

高く評価できる改正案だが、あえて四つの課題を挙げてみたい。

一つ目は、今回の制度で新たに登場した生涯非課税投資枠の考え方だ（税制改正大綱では、特定非課税管理勘定基準額（取得対価）と特定累積投資勘定基準額（購入対価）の累計合計額）。そもそも、なぜ生涯上限枠が必要なのだろうか。制度と非課税期間を恒久化したことで金持ちに有利になるという批判、いわゆる金

持ち優遇批判への対処としてみると、あまり効果がないように感じる。

これまでの制度では、年間非課税上限枠は一般型が120万円で、つみたて型が40万円、それぞれ非課税期間が5年と20年なので、その期間に毎年満額の投資を続けると、投資元本は最大600万円と800万円になる。併用ができないので、現状は家計調査の30代平均貯蓄額774万円とほぼ同じ金額である。新制度では二つの型を併用でき、生涯非課税投資枠は引き上げられて合計で180万円となった（ただ、従来の一般型に相当する分には120万円の上限が別途ある）。現行との比較で大幅な拡充となり、家計調査の50代平均貯蓄高1846万円相当といえる。

つみたて型NISAを使って年間120万円（月10万円）の上限額で投資をすると180万円は15年でいっぱいになる。「月10万円の投資をする人はそんなにいない」との反論もあるだろう。「そうした人は金持ちだ」という批判なのだが、もし月10万円を投資する人を排除したければ、年間非課税枠を120万円にしないで60万円にとどめておけばより効果がある。わずか15年、20年でいっぱいになる生涯上限枠は、金持ち優遇批判への対策とはいえないものではないだろうか。生涯非課税投資枠に「金持ち優遇の排除」という理由を重ねると、これから「金持ちになろうとする」人までも排除しかねない。その視点で見ると、180万円は低い上限に映る。

そもそも英国のISAにはこうした上限はなく、「年間上限2万ポンド（334万円）

×無期限非課税期間＝青天井」だ。これが英国で1500人ほどいるといわれるISA Millionaires（ISA口座で100万ポンド以上の残高を持つ投資家）を多く生む背景でもある。

2 NISA残高の増加に視点を移す時期に

二つ目は、制度そのものではないが、資産所得倍増プランで主張された「投資額の倍増」という目標値56兆円である。NISAの導入以来、8年半の累積投資総額は28兆円（2022年6月末）で、これを5年で倍増して56兆円にするというのは確かに意欲的な目標に映る。ただ、これは購入額の目標に過ぎない。実はNISAの投資残高は2021年12月末の段階で11.8兆円にとどまっている。累積の投資額と投資残高の差は驚くほど大きい、そのギャップを埋めるためにも目標は残高ベースで設定すべきだろう。ちなみに最近、NISA口座から年間3兆円規模の有価証券が売却されている。売却することが悪いわけではないが、非課税期間が無期限化されれば、より長期投資が重要な意味を持つはずである。個人金融資産を拡大させるという大きな政策の下では、この施策のゴールは購入額＝販売額ではなく、有価証券投資残高を伸ばして個人金融資産の増加につなげるという視点で考えるべきではないだろうか。

3 現行制度からのスムーズな移管

三つ目は、現行制度から新制度への資産の移管ができないことだ。本来であれば口座管理の簡素化と併せて、投資残高

を減らさないためにも、移管ができるようにするべきだ。

別制度として立ち上げるために、旧制度は2024年以降の新規投資は不可能だが、それまでの投資残高は現行制度の期間内で非課税投資を継続できることになる。しかし一般NISAは2023年末に5年の非課税期間が来る枠がある。その残高を一度売却させて、新制度で新たに購入させるという仕組みになると、全ての資産が有価証券投資に戻るかどうか分からない。また、これまでの投資の成果で残高が年間非課税投資枠360万円を上回っている場合、新制度へ全額移管できず、こぼれ落ちる資金も出てきかねない。

4 スイッチングの導入を真剣に検討する時期に

四つ目は、保有する資金額が大きくなると必要になるスイッチング機能だ。「生涯枠は買付残高で管理し、途中で売却して枠に余裕ができれば、その分はまた投資できる」とのこと。保有する投資信託を売却し、スイッチングのために別の投資信託を購入する場合、購入がその年または翌年の年間非課税投資枠を使うことになるため、スイッチングの大きな制約になりかねない。スイッチングを認めれば、ポートフォリオのリバランスがしやすくなる。

積立投資のフェーズにある若い人にとっては、スイッチングの機能はそれほど喫緊の課題ではないだろう。しかし、退職後の生活のために作り上げてきた資産も、それが近づけばリスクを考慮してポートフォリオを組み替える必要が出てく

る。また、より低コストの投資信託が登場すれば、それに切り替えるといったことも念頭に置く必要がある。

個人金融資産における有価証券の比率を引き上げるという視点に立って四つの課題を見直してみると、有価証券残高を積み上げることに對する許容度が少ない

ように感じる。「金持ちを優遇」する必要は全くないが、資産活用層が使いにくいと感じる制度では、普通に「金持ちになること」まで否定されるようにも映りかねない。NISA制度改正の課題は、資産活用世代にとっての使いやすさを追求することではないだろうか。

のじり さとし 1959年生まれ。国内外の証券会社調査部を経て、2006年から大手外資系運用会社で投資啓蒙活動を行う。2019年5月の定年を機に合同会社フィンウェル研究所を設立し、代表に。資産の取り崩し、地方都市移住、勤労などに特化した啓蒙活動をスタート。日本証券アナリスト協会検定会員、日本FP学会、行動経済学会などの会員。著書には『IFAとは何者か〜アドバイザーとプラットフォームのすべて』（金融財政事情研究会）、『老後の資産形成をゼッタイ始める！と思える本』（扶桑社）、『定年後のお金』（講談社+α新書）、『脱老後難民 英国流資産形成アイデアに学ぶ』（日本経済新聞出版社）など多数。

信託入門 改訂版

友松義信 [著] 四六判・280頁・定価1,980円(税込)

「信託」を知れば知るほど世界が広がる!

信託ってむずかしい? そんなことはありません!
ホントは身近な「信託」をやさしく解説します
好評書籍、待望の改訂!!

●主要目次●

- | | |
|----------------|--------------------|
| 第1章 信託とは何かを知ろう | 第6章 不動産の信託 |
| 第2章 年金信託 | 第7章 個人の信託 |
| 第3章 証券信託 | 第8章 ささまざまな信託 |
| 第4章 投資信託 | 第9章 信託銀行の併營業務 |
| 第5章 金銭債権信託 | 第10章 受託者に求められる管理体制 |



一般社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→株式会社 きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直) FAX(03)3358-0037